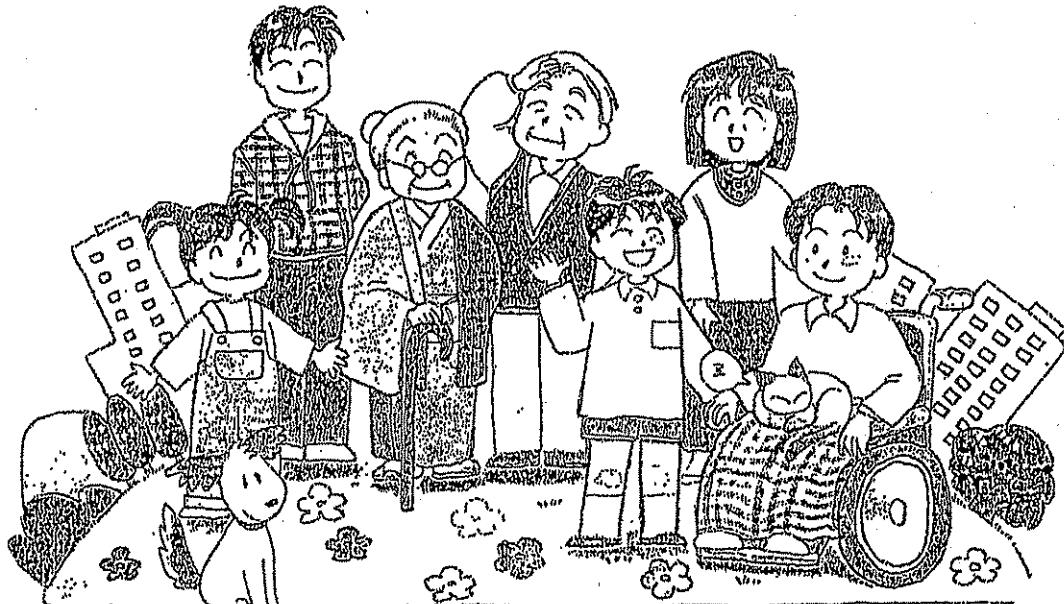
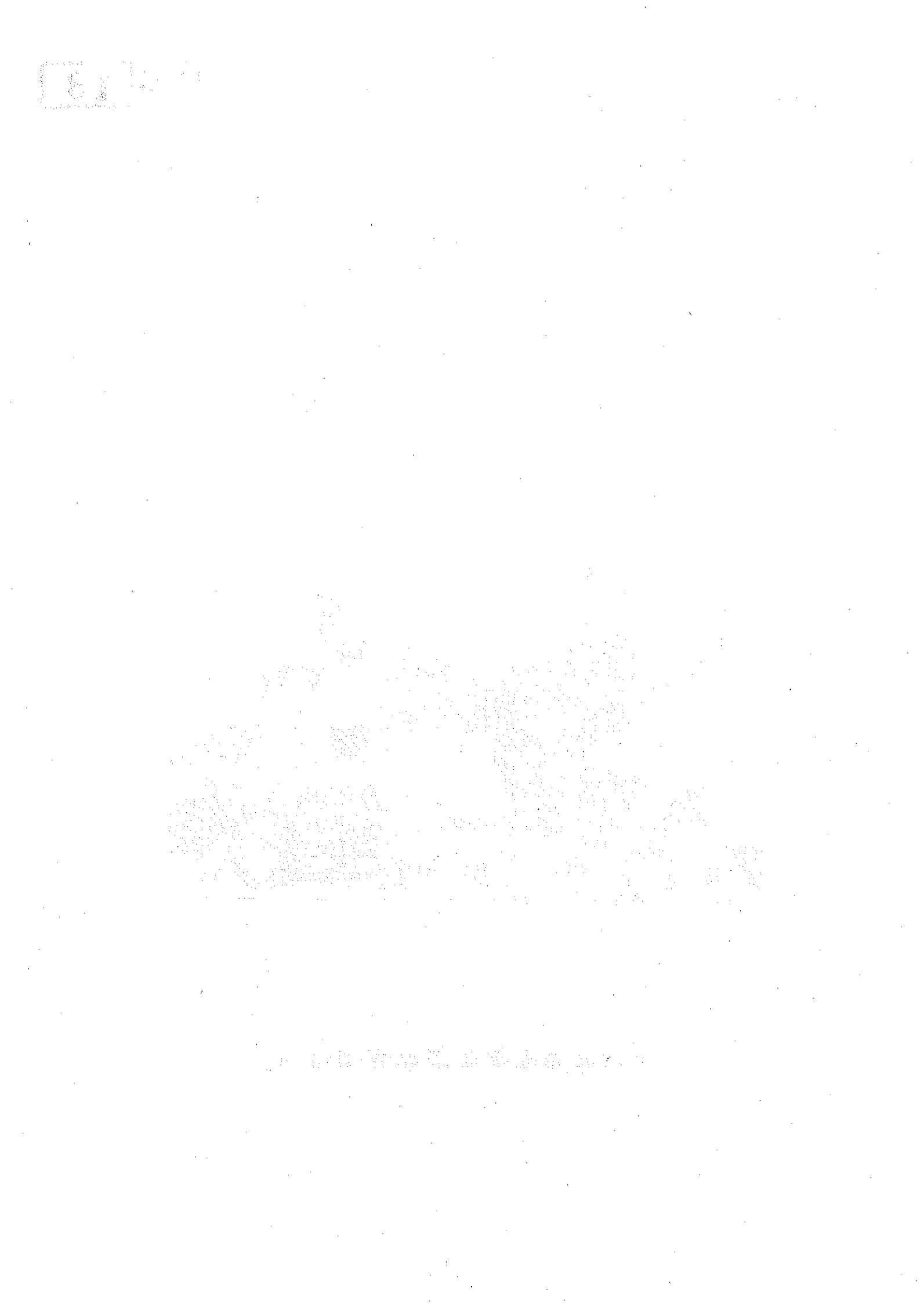


平成 20 年度における  
障害児・者福祉施策関係の主な事業

平成 20 年 4 月 1 日現在



鳥取県福祉保健部障害福祉課



## 平成20年度における障害児・者福祉施策関係の主な事業

**平成〇年度事業開始・拡充** … は、障害関係者の意見・提言に基づき開始・拡充した事業

### 1 啓発・広報

(単位：千円)

事 業 名	20 年度 予算額	19 年度 予算額	国庫 単県	概 要	担当課	備 考
啓発活動強化推進事業	1,490	770	単県	<p>県民の誰もが障害や障害のある人に対する知識や配慮すべきことを正しく理解し、障害のある人もない人も互いに支えあう社会の実現を図るため、下記により啓発活動を行う。</p> <p>○事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・啓発パンフレットの作成（新規）           <p>知的障害のある方に関する啓発パンフレットの作成を当事者団体に委託する。</p> <p>→当事者やその保護者が中心となって作成することにより、可能な限り当事者の要望を反映させたパンフレットを目指す。</p> <p>※委託先：鳥取県手をつなぐ育成会</p> </li> <li>・「受診サポート手帳」の配付           <p>コミュニケーションを取ることが苦手な障害児・者が、医療機関による診察の際に留意してもらいたいことや、主治医からの注意事項などの情報を記載した手帳（受診サポート手帳）を配付する。</p> </li> <li>・障害に対する理解促進強化月間の設定           <p>障害者週間（12月3日～9日）を含む12月を障害に対する理解促進強化月間として、各種媒体（新聞、「県政だより」、県のホームページ等）を活用して、集中的に啓発活動に取り組む。</p> </li> </ul>	障害福祉課	
心のバリアフリー推進事業（普及啓発）	2,352	2,092	単県	<p>高齢者、障害者等への理解を深め、誰もが住みよいまちづくりを推進するため、県民への普及啓発を行う。</p> <p>○事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>バリアフリー適合証（仮称）の交付、啓発パンフレット・ポスターの作成、小学生向け福祉教育用冊子の増刷</li> </ul>	福祉保健課	
県ボランティア・市民活動センター運営費補助事業	24,574	25,826	国庫 単県	<p>ボランティア活動に対する理解を促進するため、県社会福祉協議会のボランティア・市民活動センターの広報・啓発・研修等の費用を補助する。</p> <p>○ボランティア振興事業（国1/2、県1/2、一部単県）</p> <p>事業主体：県社会福祉協議会</p> <p>事業内容：ボランティア体験事業の実施、福祉教育推進校の設置、ボランティア情報誌の発行、研修会の実施等</p>	福祉保健課	

(新) 高次脳機能障害支援普及事業	7,080	4,068	国庫	<p>(1) 高次脳機能障害者支援事業 (3,118千円)</p> <p>高次脳機能障害者支援拠点機関を設置し、相談支援コーディネーターを配置し、高次脳機能障害の支援体制を整備する。(国1/2、県1/2)</p> <p>&lt;H20年度支援拠点機関の主な業務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 福祉保健局と共同した圏域ごとの医療、福祉及び地域の社会資源調査</li> <li>・ 関係機関への調査結果の情報提供</li> </ul> <p>(2) 高次脳機能障害者実態調査 (136千円)</p> <p>高次脳機能障害者の実態調査を行い、支援体制の整備に係る基礎資料を得る。(基金事業：国10/10)</p> <p>(3) 高次脳機能障害普及啓発事業 (2,026千円)</p> <p>① 医療現場でのコーディネーターの育成や専門技術の向上、多職種連携の基盤づくりとなる研修を行う団体に対し、研修費用の助成を実施。</p> <p>(基金事業：国10/10)</p> <p>[実施主体]</p> <p>作業療法士会、言語聴覚士会、医療社会事業協会</p> <p>[補助額]</p> <p>① 団体当たり300千円／年</p> <p>② 身近な相談機関である相談支援事業者を対象に専門研修を圏域ごとに開催。</p> <p>[実施主体] 各総合事務所福祉保健局</p> <p>③ 職種間交流を目的とし、事例研究を中心とした合同研修会を開催。</p> <p>(4) 高次脳機能障害者家族会補助金 (1,682千円)</p> <p>家族会が当事者及び保護者等からの電話相談、出張相談等、当事者の立場における相談、及び当事者・支援者、関係機関等を対象とした講演会、研修会及び交流会等による普及啓発に係る経費を助成。</p>	障害福祉課	32 頁
鳥取県精神障害者家族会連合会支援事業	1,600	1,600	単県	鳥取県精神障害者家族会連合会による各種研修会・交流会の開催や精神障害者に対する正しい知識・理解の普及啓発事業等の実施に要する経費を助成する。	障害福祉課	

## 2 生活支援

(単位：千円)

事業名	20年度 予算額	19年度 予算額	国庫 単県	概要	担当課	備考								
(新) 障害者自立支援対策臨時特例基金特別対策事業	390,065	534,564	国庫 単県	障害者自立支援法の確実な定着を図るため、国10／10出資により造成した県基金『名称：鳥取県障害者自立支援対策臨時特例基金』を取り崩しながら、平成19・20年度の2カ年に事業者の新事業体系への移行促進や利用者の負担軽減等のための各種特別対策事業を実施する。	障害福祉課									
<b>事業名・予算・実施主体</b>														
<b>1 事業者に対する激減緩和措置</b>		<b>事業説明</b>												
<table border="1"> <tr> <td>①事業運営円滑化事業 予 算：47,250千円 事業主体：市町村 基 金：1／2</td><td>旧法支援施設及び旧体系からの移行施設に対して、日払い方式導入に伴い、施設収入の従前額保障を90%を限度として実施する。</td></tr> <tr> <td>②通所サービス利用促進事業 予 算：36,000千円 事業主体：市町村 基 金：1／2</td><td>送迎サービスを実施する日中活動サービス事業所、通所施設に対して、サービス提供に係る経費を助成する。</td></tr> </table>							①事業運営円滑化事業 予 算：47,250千円 事業主体：市町村 基 金：1／2	旧法支援施設及び旧体系からの移行施設に対して、日払い方式導入に伴い、施設収入の従前額保障を90%を限度として実施する。	②通所サービス利用促進事業 予 算：36,000千円 事業主体：市町村 基 金：1／2	送迎サービスを実施する日中活動サービス事業所、通所施設に対して、サービス提供に係る経費を助成する。				
①事業運営円滑化事業 予 算：47,250千円 事業主体：市町村 基 金：1／2	旧法支援施設及び旧体系からの移行施設に対して、日払い方式導入に伴い、施設収入の従前額保障を90%を限度として実施する。													
②通所サービス利用促進事業 予 算：36,000千円 事業主体：市町村 基 金：1／2	送迎サービスを実施する日中活動サービス事業所、通所施設に対して、サービス提供に係る経費を助成する。													
<b>2 新法移行に係る緊急的経過措置</b>														
<table border="1"> <tr> <td colspan="2"><b>(1) 新法に移行するまでの経過的な支援</b></td></tr> <tr> <td>③小規模作業所緊急支援事業 予 算：15,400千円 事業主体：県 基 金：10／10</td><td>新事業体系へ直ちに移行が困難な小規模作業所に対し、定額を助成する。</td></tr> </table>							<b>(1) 新法に移行するまでの経過的な支援</b>		③小規模作業所緊急支援事業 予 算：15,400千円 事業主体：県 基 金：10／10	新事業体系へ直ちに移行が困難な小規模作業所に対し、定額を助成する。				
<b>(1) 新法に移行するまでの経過的な支援</b>														
③小規模作業所緊急支援事業 予 算：15,400千円 事業主体：県 基 金：10／10	新事業体系へ直ちに移行が困難な小規模作業所に対し、定額を助成する。													
<table border="1"> <tr> <td colspan="2"><b>(2) 新法への移行のための支援</b></td></tr> <tr> <td>⑤障害者自立支援基盤整備事業 予 算：200,000千円 事業主体：県 基 金：10／10</td><td>ケアホームのバリアフリー化のために必要な施設の改修等に係る経費及び新事業体系へ直ちに移行が困難な小規模作業所等に対し、定額を助成する。</td></tr> <tr> <td>⑥移行等支援事業 予 算：15,337千円 事業主体：県 基 金：10／10</td><td>旧体系等から新たなサービスへ移行予定の小規模作業所やデイサービス事業所等を支援するため、コンサルタントの派遣その他の人的支援を行う。</td></tr> <tr> <td>⑦地域移行・就労支援推進強化事業 予 算：20,314千円 事業主体：県 基 金：10／10</td><td>地域移行、退院促進及び就労支援等のため、関係機関のネットワーク化事業やグループホーム設置に要する初年度経費の助成、就労支援のための実習受入企業の開拓事業等の事業を総合的に実施し、障害者の地域移行への環境整備を行う。</td></tr> </table>							<b>(2) 新法への移行のための支援</b>		⑤障害者自立支援基盤整備事業 予 算：200,000千円 事業主体：県 基 金：10／10	ケアホームのバリアフリー化のために必要な施設の改修等に係る経費及び新事業体系へ直ちに移行が困難な小規模作業所等に対し、定額を助成する。	⑥移行等支援事業 予 算：15,337千円 事業主体：県 基 金：10／10	旧体系等から新たなサービスへ移行予定の小規模作業所やデイサービス事業所等を支援するため、コンサルタントの派遣その他の人的支援を行う。	⑦地域移行・就労支援推進強化事業 予 算：20,314千円 事業主体：県 基 金：10／10	地域移行、退院促進及び就労支援等のため、関係機関のネットワーク化事業やグループホーム設置に要する初年度経費の助成、就労支援のための実習受入企業の開拓事業等の事業を総合的に実施し、障害者の地域移行への環境整備を行う。
<b>(2) 新法への移行のための支援</b>														
⑤障害者自立支援基盤整備事業 予 算：200,000千円 事業主体：県 基 金：10／10	ケアホームのバリアフリー化のために必要な施設の改修等に係る経費及び新事業体系へ直ちに移行が困難な小規模作業所等に対し、定額を助成する。													
⑥移行等支援事業 予 算：15,337千円 事業主体：県 基 金：10／10	旧体系等から新たなサービスへ移行予定の小規模作業所やデイサービス事業所等を支援するため、コンサルタントの派遣その他の人的支援を行う。													
⑦地域移行・就労支援推進強化事業 予 算：20,314千円 事業主体：県 基 金：10／10	地域移行、退院促進及び就労支援等のため、関係機関のネットワーク化事業やグループホーム設置に要する初年度経費の助成、就労支援のための実習受入企業の開拓事業等の事業を総合的に実施し、障害者の地域移行への環境整備を行う。													
<table border="1"> <tr> <td colspan="2"><b>(3) 制度改正に伴う緊急的な支援</b></td></tr> <tr> <td>⑧相談支援体制整備特別支援事業 予 算：3,780千円 事業主体：県 基 金：10／10</td><td>相談支援体制の構築及び充実強化を図るため、スーパーバイザーの派遣、ピアサポートの推進等の事業を実施する。</td></tr> <tr> <td>⑨障害児を育てる地域の支援体制整備事業</td><td>障害児の支援が円滑に行われるよう、障害児を持つ親同士の交流の場</td></tr> </table>							<b>(3) 制度改正に伴う緊急的な支援</b>		⑧相談支援体制整備特別支援事業 予 算：3,780千円 事業主体：県 基 金：10／10	相談支援体制の構築及び充実強化を図るため、スーパーバイザーの派遣、ピアサポートの推進等の事業を実施する。	⑨障害児を育てる地域の支援体制整備事業	障害児の支援が円滑に行われるよう、障害児を持つ親同士の交流の場		
<b>(3) 制度改正に伴う緊急的な支援</b>														
⑧相談支援体制整備特別支援事業 予 算：3,780千円 事業主体：県 基 金：10／10	相談支援体制の構築及び充実強化を図るため、スーパーバイザーの派遣、ピアサポートの推進等の事業を実施する。													
⑨障害児を育てる地域の支援体制整備事業	障害児の支援が円滑に行われるよう、障害児を持つ親同士の交流の場													

			予 算：1,500 千円 事業主体：県 基 金：10／10	等の整備を行う。	
			⑩障害者自立支援法施行円滑化事務等特別支援事業 予 算：8,413 千円 事業主体：県・市町村 基 金：10／10	法の施行に伴い、位置的な必要となる制度改正の周知徹底やシステム改修経費等に対する助成を行う。	
			⑪その他法施行に伴う緊急実施事業 予 算：12,207 千円 事業主体：県 基 金：10／10 他	法施行に伴い生じる緊急必要な事業や制度移行期に係る事業コストの増加に対する支援、筋ジス者の激変緩和、オストメイト対応トイレの整備、視覚障害者等のための自治体窓口における情報支援機器等の整備を促進する。	
	3		緊急実施要望対策事業費 予 算：24,582 千円 事業主体：県 基 金：10／10	20年度に追加実施するよう定められた追加メニューの実施や、国から認定されたメニュー以外の事業や、今後出てくる事業要望に対応するための機動的経費	
障害者自立支援法 行事務費 (県障害者介護 給付費等不服審 査会運営)	1,686	1,686	国庫	障害福祉サービスの支給決定手続の適正な運用を図るために、県に不服審査会を設置し、市町村の介護給付費等に係る処分に不服がある障害者等の審査請求を受け付け、その適否等について審査を行う。 構成 5名（医師、学識経験者等） 任期 平成19年4月から3年	障害福 祉課
地域生活支援事業 (相談支援体制整 備事業)	2,703	1,812	単県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各圏域において関係機関とのネットワークを形成し、相談支援体制を整備・充実させるために、次の事業を行う。           <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 各福祉保健局に障害のある方と関係機関をコーディネートする常勤職員を設置する。</li> <li>(2) 各福祉保健局において、サービス調整会議の開催など地域の実情にあわせた諸事業を実施する。</li> </ul> </li> <li>○ 圏域ごとの課題を検討するサービス調整会議又は市町村地域自立支援協議会での議論を踏まえ、全県的な課題を検討する地域自立支援協議会を設置する。</li> </ul>	障害福 祉課
地域生活支援事 業（市町村地域 生活支援事業費 補助金：市町村 相談支援機能強 化事業）  (旧) 障害者地 域生活支援セン ター設置事業の組 替え	13,673	33,778	単県	<p>市町村及び障害者地域生活支援センターを中心とした県内の相談支援体制を構築するため、市町村地域自立支援協議会において、市町村相談支援機能事業の在り方を協議し、実施計画を作成した上で、専門的職員を配置し、相談支援機能の強化を図る。（実施主体：市町村）</p> <p>補助対象経費 市町村が、相談支援体制を構築するため、障害者等の相談に応じ、地域生活を支援する専門的職員を配置するセンターの設置に要する経費に対し助成する。</p> <p>補助金額 = (市町村所要額 - 基準財政需要額) × 25%</p>	障害福 祉課

(単位：千円)

事業名	20年度 予算額	19年度 予算額	国庫 単県	概要	担当課	備考						
地域生活支援事業 費（障害者福祉従業者研修事業）	13,211	13,455	国庫 単県	障害者福祉に携わる人材の育成は障害者自立支援法において都道府県の責務とされていることから、居宅介護従業者、相談支援従事者、障害程度区分認定調査員等の障害者福祉従業者の各種研修を実施するもの。	障害福祉課							
<b>研修名</b>												
居宅介護従業者養成研修 (2級課程)		研修の内容 居宅介護従業者(2級課程)を養成する研修を実施(対象者:訪問介護員養成研修修了者)			20名	東部						
居宅介護従業者現任研修		現任ヘルパーの技能向上を図るために現任研修を実施			40名(各20名)	東部・西部						
障害福祉従業者障害分野別基礎研修		障害福祉従業者を対象に障害特性の理解を深めるための基礎研修を実施			120名:40名×3分野	中部						
障害福祉サービス従事者現任研修		障害福祉サービス事業所勤務職員を対象に技能向上を図るために研修を実施			40名	中部						
行動援護従事者研修		行動援護従事者を養成するための研修を実施			30名	東部						
サービス管理責任者研修		サービス管理責任者を養成するための研修を実施			150名	中部						
相談支援従事者研修		相談支援従事者の養成・技能向上のための研修を実施(初任者研修、現任研修)			初任者研修30名 現任研修30名	中部						
障害程度区分認定調査員研修		障害程度区分認定調査員を養成し、又は技能を向上させるための研修を実施(養成研修、現任研修)			養成研修100名 現任研修50名	中部						
市町村審査会委員研修		市町村審査会を養成し、又は技能を向上させるための研修を実施(養成研修、現任研修)			養成研修15名 現任研修15名	中部						
新 障害者グループホーム・ケアホーム世話人研修		障害者グループホーム・ケアホームにおいて、障害者に対して直接の支援を行う世話人の資質(専門性)を向上させるための研修会を実施			60名	中部						
新 自家用有償旅客運送運転者認定講習		屋外での移動が困難な障害者について外出のための支援(移動支援)を行うにあたり、車両移送を伴う移動支援事業を実施するためには、国土交通大臣が認定等する講習を修了した運転者が必要となるため、講習を実施			30名	中部						
地域生活支援事業 (情報支援等事業)	26,975	31,581	国庫	障害者が地域で生活する上で極めて重要な情報保障やコミュニケーション手段の確保を図るために各種事業を実施する。 <table border="1"><thead><tr><th>主な事業</th><th>事業内容</th></tr></thead><tbody><tr><td>点字・声の広報等発行事業</td><td>鳥取県の発行する広報誌の点字翻訳版の発行、録音テープの収録を行い、県内重度視覚障害者に無料で配付する。</td></tr><tr><td>点字による即時情報ネットワーク事業</td><td>日本盲人会連合会の提供する新聞情報等による最新の情報を通信ネットワークを利用して、点字印刷し、会</td></tr></tbody></table>	主な事業	事業内容	点字・声の広報等発行事業	鳥取県の発行する広報誌の点字翻訳版の発行、録音テープの収録を行い、県内重度視覚障害者に無料で配付する。	点字による即時情報ネットワーク事業	日本盲人会連合会の提供する新聞情報等による最新の情報を通信ネットワークを利用して、点字印刷し、会	障害福祉課	
主な事業	事業内容											
点字・声の広報等発行事業	鳥取県の発行する広報誌の点字翻訳版の発行、録音テープの収録を行い、県内重度視覚障害者に無料で配付する。											
点字による即時情報ネットワーク事業	日本盲人会連合会の提供する新聞情報等による最新の情報を通信ネットワークを利用して、点字印刷し、会											

				員等に郵送等により提供する。															
				手話通訳者・奉仕員養成事業 講習会を開催して、手話通訳（奉仕）者及び要約筆記奉仕員等の養成を行う。															
				手話通訳者設置事業 各圏域に手話通訳者を設置する。															
				字幕ビデオライブラリー事業 聴覚障害者の知識や教養の向上のため、字幕ビデオの貸し出しを行う。															
地域生活支援事業 (障害者社会参加促進事業)	16,176	16,232	国庫	ノーマライゼーションの理念の実現に向けて、障害のある方が社会の構成員として地域の中で生活が送れるよう必要な社会参加促進施策を実施する。  <table border="1"> <thead> <tr> <th>主な事業</th><th>事業内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助犬育成事業 (一部新規)</td><td>補助犬を育成し、必要とする視覚障害のある方への貸与する。 また、盲導犬ユーザーに対して予防接種代を助成する。(新規)</td></tr> <tr> <td>障害者社会参加推進センター設置事業</td><td>障害者社会参加推進センターを設置し、次の事業を行う。 ・障害者団体に対する指導、助言 ・社会参加促進事業の実施に必要な情報収集、分析、提供 ・社会参加促進事業に関する評価、調査研究 ・市町村社会参加促進事業への協力</td></tr> <tr> <td>身体障害者作品展開催事業</td><td>障害者の社会参加と障害者に対する県民の理解を図るため、身体障害者による作品展示会を開催する。</td></tr> <tr> <td>レクリエーション教室開催事業</td><td>知的・精神障害者が行うボーリング等の各種レクリエーション教室を開催する。</td></tr> <tr> <td>知的障害者本人大会開催事業 (新規)</td><td>知的障害者本人が企画運営して行う「本人大会」の開催に要する経費を補助する(補助先：鳥取県手をつなぐ育成会)</td></tr> <tr> <td>普及啓発事業</td><td>障害に関する正しい理解と偏見や差別を是正するため、フォーラムの開催や体験作文審査を行うために必要な経費</td></tr> </tbody> </table>	主な事業	事業内容	補助犬育成事業 (一部新規)	補助犬を育成し、必要とする視覚障害のある方への貸与する。 また、盲導犬ユーザーに対して予防接種代を助成する。(新規)	障害者社会参加推進センター設置事業	障害者社会参加推進センターを設置し、次の事業を行う。 ・障害者団体に対する指導、助言 ・社会参加促進事業の実施に必要な情報収集、分析、提供 ・社会参加促進事業に関する評価、調査研究 ・市町村社会参加促進事業への協力	身体障害者作品展開催事業	障害者の社会参加と障害者に対する県民の理解を図るため、身体障害者による作品展示会を開催する。	レクリエーション教室開催事業	知的・精神障害者が行うボーリング等の各種レクリエーション教室を開催する。	知的障害者本人大会開催事業 (新規)	知的障害者本人が企画運営して行う「本人大会」の開催に要する経費を補助する(補助先：鳥取県手をつなぐ育成会)	普及啓発事業	障害に関する正しい理解と偏見や差別を是正するため、フォーラムの開催や体験作文審査を行うために必要な経費	障害福祉課
主な事業	事業内容																		
補助犬育成事業 (一部新規)	補助犬を育成し、必要とする視覚障害のある方への貸与する。 また、盲導犬ユーザーに対して予防接種代を助成する。(新規)																		
障害者社会参加推進センター設置事業	障害者社会参加推進センターを設置し、次の事業を行う。 ・障害者団体に対する指導、助言 ・社会参加促進事業の実施に必要な情報収集、分析、提供 ・社会参加促進事業に関する評価、調査研究 ・市町村社会参加促進事業への協力																		
身体障害者作品展開催事業	障害者の社会参加と障害者に対する県民の理解を図るため、身体障害者による作品展示会を開催する。																		
レクリエーション教室開催事業	知的・精神障害者が行うボーリング等の各種レクリエーション教室を開催する。																		
知的障害者本人大会開催事業 (新規)	知的障害者本人が企画運営して行う「本人大会」の開催に要する経費を補助する(補助先：鳥取県手をつなぐ育成会)																		
普及啓発事業	障害に関する正しい理解と偏見や差別を是正するため、フォーラムの開催や体験作文審査を行うために必要な経費																		
地域生活支援事業 (市町村地域生活支援事業費補助金)	134,793	140,045	単県	障害者等がその有する能力や適性に応じて、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施し、もって障害者等の福祉の増進を図ることを目的に創設された「地域生活支援事業」について、市町村が実施主体となって行う事業に対して補助を行う。 ○国の配分額にかかわらず、市町村の総事業費の1/4の補助をする。	障害福祉課														

事業名	20年度 予算額	19年度 予算額	国庫 単県	概要	担当課	備考
(新) 障害福祉計画等検討事業	2,445	—	単県	<p>鳥取県障害者計画（計画期間：平成16年度から平成25年度まで）について、障害者関連施策の動向、社会経済情勢の変化等を踏まえ、見直しを行う。</p> <p>また、鳥取県障害福祉計画は、昨年度、平成23年度を目標年度として策定した計画であるが、平成18年度から平成20年度までを第1期としており、平成20年度においては、第2期計画を定める。</p> <p>○事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 鳥取県障害者計画等検討委員会（仮称）を設置。 (当該検討委員会は、「鳥取県地域自立支援協議会」を活用する予定。)</li> <li>(2) 上記検討委員会において、鳥取県障害者計画及び鳥取県障害福祉計画の検討を行う。</li> </ul>	障害福祉課	
障害者福祉事業費（3障害手帳事務費）	7,475	8,564	単県	平成19年度に3障害（身体・療育・精神）手帳を統合したが、引き続き各手帳発行・管理業務を遂行することにより、障害福祉サービスの根幹である手帳制度の円滑な運用を図る。	障害福祉課	
身体障害者更生相談所費 知的障害者更生相談所費	7,268	6,284	単県	<p>障害者更生相談所（県内それぞれ3か所（各圏域1か所））において障害者の医学的・心理的判定や専門的な相談等に対応する。</p> <p>○事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者、家族からの専門的な相談に対応</li> <li>・療育手帳の判定、医学的・心理学的判定等</li> <li>・自立支援給付費の支給決定に係る専門的支援</li> <li>・市町村職員への研修 他</li> </ul>	障害福祉課	
聴覚障害者相談員設置等事業	13,199	4,496	単県	<p>聴覚障害者専門相談員を配置し、面接・訪問等の必要な聴覚障害のある方の拠点的な相談事業を実施する。</p> <p>○委託先 NPO法人ふくろう等</p> <p>○設置人数 3名</p> <p>○設置場所 東・中・西部圏域に各1名</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">平成17年度事業開始、平成20年度事業拡充</p>	障害福祉課	33頁
障害のある方による相談・支援事業	600	900	単県	<p>障害者団体が継続的に実施する相談・支援事業のうち、優秀なものに対して、その経費の一部を助成する。</p> <p>○助成額 活動経費の1/2以内</p> <p>○助成限度額 1年目 10万円</p> <p>○助成団体予定数 6団体</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">平成16年度事業開始</p>	障害福祉課	
小規模作業所支援事業（小規模作業所運営費補助金）	124,700	184,639	単県	小規模作業所に運営費補助を行う市町村に対し助成する。（負担割合：県1/2、市町村1/2）	障害福祉課	

(単位：円)

区分		箇所数	補助対象額	備考
①	作業所割り	50箇所	97,950,000	定額
②	利用人員割			
	就労移行型	2箇所	7,189,916	日額制
	授産活動型	31箇所	96,295,520	
	日中活動型	23箇所	43,818,600	
③	運営体制強化加算	16箇所	3,332,331	法人格取得
④	重度障害者等支援体制加算	12箇所	10,305,000	
⑤	利用者負担	50箇所	9,492,000	

※ (①+②+③+④-⑤) ÷ 2 = 県補助額

**平成12・13・14・16・17・18年度事業拡充・19年度見直し**

福祉の店販売機能強化事業 【見直し】	6,124	6,992	単県	現在、多くの小規模作業所等においては、授産商品の販売について、単独では対応することが困難な状況にあり、福祉の店が大きな役割を果たしている現状を鑑み、より主体性が發揮されるよう見直しを行い、福祉の店の運営を支援（運営費の助成）し、授産商品を集約して販売することにより、利用者工賃水準の向上を図り、地域での自立を促進する。	障害福祉課
-----------------------	-------	-------	----	---	-------

区分	内 容														
補助基準額	<p>■ 原 則</p> <p>前年（1月～12月）における県内の小規模作業所等が取扱う授産製品に係る売上額に応じて、次の区分により算定した額の合計額。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分（売上額）</th> <th>割合</th> <th>補助額（最高額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500万円以下の額</td> <td>50%</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>500万円超750万円以下の額</td> <td>40%</td> <td>350万円(100万円)</td> </tr> <tr> <td>750万円超1,000万円以下の額</td> <td>30%</td> <td>425万円(75万円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1千万円以上の場合は加算なし。</p>			区分（売上額）	割合	補助額（最高額）	500万円以下の額	50%	250万円	500万円超750万円以下の額	40%	350万円(100万円)	750万円超1,000万円以下の額	30%	425万円(75万円)
区分（売上額）	割合	補助額（最高額）													
500万円以下の額	50%	250万円													
500万円超750万円以下の額	40%	350万円(100万円)													
750万円超1,000万円以下の額	30%	425万円(75万円)													
	<p>■ 経過装置</p> <p>既存店舗の運営に対する激変緩和措置として、平成20年度に限り、平成19年度補助実績額の80%を保障する経過措置を設ける。</p>														
補助対象経費	福祉の店の運営に要する経費（報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、負担金及び備品購入費等）														
対象事業者	7箇所以上の小規模作業所等の商品を取り扱い、授産商品の販売を行う団体														
設置条件	10m <sup>2</sup> 以上の面積を有する常設販売店														
必須事業	授産商品の販売に加え、その販売促進に向けて、福祉の店において顧客ニーズを把握し、商品を納入する小規模作業所等へ情報提供するため、定期的に連絡会を開催する。														
負担割合	県1/2、市町村1/2														
その他の	見直し後の制度が、福祉の店のインセンティブの高揚、授産製品の販売促進につながっているかどうか、3年を目途に効果検証を行う。														

**平成12年度事業開始・16年度事業拡充・17年度見直し****平成20年度見直し**

(単位：千円)

事業名	20年度 予算額	19年度 予算額	国庫 単県	概要	担当課	備考
障害者グループホーム支援事業 【見直し】	8,603	3,602	単県	<p>1 身体障害者グループホーム運営支援事業（継続） 身体障害者が地域で共同生活をおくる「身体障害者グループホームの運営に対して助成する。</p> <p>○助成対象 身体障害者グループホームを設置する社会福祉法人等</p> <p>○対象経費 身体障害者グループホームの運営に係る経費（世話人の人件費）</p> <p>○入居定員 3～7人による共同生活</p> <p>○負担割合 県1/2、市町村1/2</p> <p>○補助基準 2,400千円／か所を上限</p> <p>2 身体障害者グループホーム設置促進事業（新規） 身体障害者グループホームの用に供する家屋の改修等に必要な経費の一部を助成する。</p> <p>○補助対象 身体障害者グループホームの用に供する家屋の居室の個室化、バリアフリー化及び火災防止のための改修工事に必要な経費</p> <p>○補助基準額 2,000千円／箇所（ただし、対象事業費が500千円以上）</p> <p>○負担割合 県1/2、市町村1/2</p>	障害福祉課	
障害者グループホーム支援事業（障害者グループホーム等夜間世話人配置事業）	17,758	13,995	単県	<p>障害者グループホーム及びケアホームに夜間世話を配置する社会福祉法人等に助成する。</p> <p>○対象 グループホーム及びケアホームを設置・運営する社会福祉法人等</p> <p>○負担割合 県1/2、市町村1/2</p> <p>○補助対象 パニックへの対応等を行う夜間世話人の配置に係る経費（人件費）</p> <p>《補助基準額》 1,200円／人・日</p> <p>平成15年度事業開始・平成17年度拡充・平成18年度拡充</p> <p>平成19年度見直し</p>	障害福祉課	
障害児・者地域生活体験事業	2,939	3,500	単県	<p>家族と同居している障害者が法人が提供する一戸建て住宅、グループホームの空室などで地域生活を体験する事業に対して支援を行う。</p> <p>○実施主体 県が指定する社会福祉法人等 ・生活体験ホーム型（5法人程度を予定） ・グループホーム型（6法人程度を予定）</p> <p>○利用者 原則として、県内に居住し、職場、通所施設、作業所等に通う障害（児）者</p> <p>○実施方法 ・支援員を1名配置 ・一戸建て住宅、グループホーム等を使用して、2～5名で在宅生活を体験 ・利用期間は、1泊2日～3か月の範囲</p> <p>○本人負担 家賃、食費及び光熱水費の実費</p> <p>○補助割合 県1/2、市町村1/2（任意）</p>	障害福祉課	

18年度事業開始、19年度事業拡充

障害児・者在宅生活支援事業	3,980	3,478	単県	<p>自立支援給付の対象外となる発達障害児・者等への支援を行うとともに、自立支援給付外のサービスを利用する障害児・者等に対して助成する。</p> <p>○対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①県内の入所施設から一時帰宅する障害児・者及び地域移行に向けて一時帰宅を行う入院者</li> <li>②知的障害が無いと判定された障害児・者等及び自閉症若しくは注意欠陥多動性障害児・者等</li> <li>③経管栄養等の医療行為を必要とする障害児・者</li> <li>④神経・筋疾患のため、医療機関において常時又は随時排痰を行う必要がある障害児・者</li> </ul> <p>○対象サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①居宅介護、行動援護の利用</li> <li>②居宅介護、行動援護、生活介護、自律訓練及び短期入所の利用</li> <li>③家庭外活動を行う際の看護師等医療スタッフの派遣</li> <li>④神経・筋疾患の在宅障害児・者に対する排痰補助装置のリース費用の助成</li> </ul> <p>○実施主体 市町村 (補助率) ①、②：1／2、③、④：1／3</p> <p><b>平成15年度事業開始、16年度拡充、19年度拡充</b></p>	障害福祉課									
<b>(新)</b> 鳥取県型共生ホーム創設モデル事業	690	0	単県	<p>身近な地域の中で子どもからお年寄りまで障害の有無も問わず受入れ、利用者の自宅に近い施設環境（住宅）の中で福祉サービスを提供する（鳥取県型共生ホーム事業）事業者の育成と事業所の設置を促進するため、事業実施を希望する事業者に対して、施設改修にかかる経費支援及び先進県事例の理念、実践状況を紹介する普及啓発事業をモデル的に実施する。</p> <p>(1) 鳥取県型共生ホーム普及啓発セミナー開催事業 (障害福祉課所管)</p> <table border="1"> <tr> <td>事業内容</td><td>鳥取県型共生ホームのモデルである先進県事例の理念、実践状況を紹介する普及及啓発セミナーを開催し、本県での実施事業者を掘り起こしに繋げる。</td></tr> <tr> <td>事業費</td><td>690千円（県直営）</td></tr> </table> <p>(2) 民間社会福祉施設整備等補助事業 (福祉保健課所管)</p> <table border="1"> <tr> <td>事業内容</td><td>空き店舗・空き家等の既存建物を活用して社会福祉を目的とする事業を実施する際の改修事業に対して補助する。（補助基準額：5,000千円）</td></tr> <tr> <td>補助率</td><td>市町村1／3（任意）、県1／3、事業者1／3</td></tr> </table>	事業内容	鳥取県型共生ホームのモデルである先進県事例の理念、実践状況を紹介する普及及啓発セミナーを開催し、本県での実施事業者を掘り起こしに繋げる。	事業費	690千円（県直営）	事業内容	空き店舗・空き家等の既存建物を活用して社会福祉を目的とする事業を実施する際の改修事業に対して補助する。（補助基準額：5,000千円）	補助率	市町村1／3（任意）、県1／3、事業者1／3	障害福祉課 福祉保健課	
事業内容	鳥取県型共生ホームのモデルである先進県事例の理念、実践状況を紹介する普及及啓発セミナーを開催し、本県での実施事業者を掘り起こしに繋げる。													
事業費	690千円（県直営）													
事業内容	空き店舗・空き家等の既存建物を活用して社会福祉を目的とする事業を実施する際の改修事業に対して補助する。（補助基準額：5,000千円）													
補助率	市町村1／3（任意）、県1／3、事業者1／3													

事業名	20年度 予算額	19年度 予算額	国庫 単県	概要	担当課	備考																								
障害者スポーツ振興事業	32,961	29,469	国庫 単県	<p>次のとおり障害者スポーツの振興に向けた総合的な取り組みを行う。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>予算額 (千円)</th><th>事業内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障害児・者スポーツ活動充実支援事業</td><td>1,100</td><td>障害者のスポーツ活動を受入・支援を行う団体をスポーツ協会を通じて支援</td></tr> <tr> <td>障害者スポーツ協会運営事業</td><td>6,675</td><td>障害者スポーツ協会職員2名の配置に要する経費の補助</td></tr> <tr> <td>障害者スポーツ指導員養成研修事業</td><td>381</td><td>初級障害者スポーツ指導員の養成研修事業の委託</td></tr> <tr> <td>障害者スポーツ指導員派遣事業</td><td>185</td><td>障害者のスポーツ活動の場に障害者スポーツ指導員を派遣し、必要な指導等を行う事業の委託。</td></tr> <tr> <td>スポーツ大会開催支援事業</td><td>5,841</td><td>           各種スポーツ大会の開催に要する経費の補助。            新 chaiienged アクアスロン in 皆生大会 500千円            ・鳥取さわやか車いすマラソン &amp; 湖山池ハーフマラソン大会 2,000円            ・鳥取県身体障害者体育大会開催経費 941千円            ・鳥取県手をつなぐスポーツ祭り 2,400千円         </td></tr> <tr> <td>全国障害者スポーツ大会への選手団派遣等事業</td><td>15,943</td><td>           全国障害者スポーツ大会への鳥取県選手団の派遣等事業の委託。            &lt;来年度：大分県開催&gt;         </td></tr> <tr> <td>国際交流事業 (新規)</td><td>2,341</td><td>車いすマラソン大会が第20回の節目の大会であり、韓国江原道の選手を中心とした韓国選手団を招聘し、本県と江原道のスポーツ交流、障害者交流を実施。</td></tr> </tbody> </table>	区分	予算額 (千円)	事業内容	障害児・者スポーツ活動充実支援事業	1,100	障害者のスポーツ活動を受入・支援を行う団体をスポーツ協会を通じて支援	障害者スポーツ協会運営事業	6,675	障害者スポーツ協会職員2名の配置に要する経費の補助	障害者スポーツ指導員養成研修事業	381	初級障害者スポーツ指導員の養成研修事業の委託	障害者スポーツ指導員派遣事業	185	障害者のスポーツ活動の場に障害者スポーツ指導員を派遣し、必要な指導等を行う事業の委託。	スポーツ大会開催支援事業	5,841	各種スポーツ大会の開催に要する経費の補助。 新 chaiienged アクアスロン in 皆生大会 500千円 ・鳥取さわやか車いすマラソン & 湖山池ハーフマラソン大会 2,000円 ・鳥取県身体障害者体育大会開催経費 941千円 ・鳥取県手をつなぐスポーツ祭り 2,400千円	全国障害者スポーツ大会への選手団派遣等事業	15,943	全国障害者スポーツ大会への鳥取県選手団の派遣等事業の委託。 <来年度：大分県開催>	国際交流事業 (新規)	2,341	車いすマラソン大会が第20回の節目の大会であり、韓国江原道の選手を中心とした韓国選手団を招聘し、本県と江原道のスポーツ交流、障害者交流を実施。	障害福祉課	
区分	予算額 (千円)	事業内容																												
障害児・者スポーツ活動充実支援事業	1,100	障害者のスポーツ活動を受入・支援を行う団体をスポーツ協会を通じて支援																												
障害者スポーツ協会運営事業	6,675	障害者スポーツ協会職員2名の配置に要する経費の補助																												
障害者スポーツ指導員養成研修事業	381	初級障害者スポーツ指導員の養成研修事業の委託																												
障害者スポーツ指導員派遣事業	185	障害者のスポーツ活動の場に障害者スポーツ指導員を派遣し、必要な指導等を行う事業の委託。																												
スポーツ大会開催支援事業	5,841	各種スポーツ大会の開催に要する経費の補助。 新 chaiienged アクアスロン in 皆生大会 500千円 ・鳥取さわやか車いすマラソン & 湖山池ハーフマラソン大会 2,000円 ・鳥取県身体障害者体育大会開催経費 941千円 ・鳥取県手をつなぐスポーツ祭り 2,400千円																												
全国障害者スポーツ大会への選手団派遣等事業	15,943	全国障害者スポーツ大会への鳥取県選手団の派遣等事業の委託。 <来年度：大分県開催>																												
国際交流事業 (新規)	2,341	車いすマラソン大会が第20回の節目の大会であり、韓国江原道の選手を中心とした韓国選手団を招聘し、本県と江原道のスポーツ交流、障害者交流を実施。																												
精神障害者スポーツ大会	344	928	単県	スポーツを通じて社会参加の促進や交流の輪を広げることを目的に、精神障害者スポーツ大会(県大会)を開催する。	障害福祉課																									
障害者文化・芸術振興事業	2,029	1,729	単県	<p>①障害者文化・芸術活動支援事業            障害者団体(障害者概ね4人以上で構成)が継続して行う文化・芸術活動のうち、活動内容が優れているものに対し活動費(講師への謝礼、講師旅費、会場借上料、消耗品等)の一部を助成する。            200千円(定額) × 5団体 = 1,000千円</p> <p>②障害者文化・芸術作品展等開催事業(見直し)            実行委員会主催による先進的活動紹介等の講演会、シンポジウム、作品展等を開催し、障害者の文化・芸術の普及啓発及び活性化を図る。            委託金額: 1,000千円            委託先: 実行委員会を組織し委託</p>	障害福祉課																									

芸術・文化に親し みやすい環境整備 支援事業	1,214	1,714	単県	<p>県内に住所を有する団体等が、県内で芸術・文化イベントを主催するにあたり手話通訳者の設置等の環境整備に要した経費の一部を助成する。</p> <p>○対象団体 　県内に住所を有する団体等</p> <p>○対象分野 　①舞台公演（演劇、舞踊、音楽等） 　②作品展示、文化芸術をテーマとした講演会又はシンポジウム等</p> <p>○対象事業 　①公演等における手話・要約筆記の設置 　②公演等における点字訳資料の作成 　③公演等への参加に配慮した環境整備（送迎バス、介助スタッフの配置、託児サービス等） 　④本公演に先立ち福祉施設等で実施するプレ公演</p> <p>○助成金額 　上限額100千円／事業（補助率10／10）</p>	文化政 策課
特別医療費助成事 業	770,858	940,757	単県	<p>重度心身障害者及び精神障害者の医療費について助成し、その者の健康の保持及び生活の安定を図り、もってその福祉を増進する。</p> <p>○事業内容 　重度心身障害者及び精神障害者の医療費のうち、本人負担分から一部負担金を除いた額について助成を行った市町村に対して補助する。 （負担割合：県1/2、市町村1/2） ※平成20年4月1日から所得制限及び一部負担金を導入。</p>	障害福 祉課
(新) 高次脳機能障害支 援普及事業	7,080	4,068	単県	再掲（P. 2 参照）	障害福 祉課
鳥取県精神障害者 家族会連合会支援 事業	1,600	1,000	単県	再掲（P. 2 参照）	障害福 祉課
(新) 精神障害者地域移 行支援事業	9,908	5,100	国庫	<p>入院中の精神障害者のうち、受け入れ条件が整えば退院可能とされる人の退院促進支援を全県で実施しているが、国の地域移行支援特別対策事業の実施に伴い、福祉ホーム等入所者を対象に加え、入院・入所中の精神障害者の地域移行を支援し、地域における支援体制を整備。</p> <p>（国1/2、県1/2）</p> <p>〔実施主体〕 県</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各福祉保健局（地域体制整備コーディネーター）が、対象者の退院・退所による地域生活への移行・定着に向け、アパートを探したり、ヘルパー派遣の調整等の個別的調整や、地域に不足する日中活動の場の創設、地域移行推進員の要請等の広域的調整を行う。</li> <li>・ 地域移行支援員（自立支援員）が身近な存在として外出・関係作りを支援</li> </ul> <p>〔地域移行支援推進会議〕</p>	障害福 祉課

				<p>圏域ごとに年2回開催。支援体制の整備と問題点等の協議を行う。</p> <p>[実務担当者会議]</p> <p>圏域ごとに開催。各関係者のスキルアップや連携強化、困難事例等の問題解決を図る。</p> <p>[地域移行推進員養成研修]</p> <p>各福祉保健局が実施。</p>	
--	--	--	--	--	--

(単位：千円)

事業名	20年度 予算額	19年度 予算額	国庫 単県	概要	担当課 備考
精神保健福祉センター地域支援体制強化事業	373	373	単県	<p>本県の精神障害者の地域生活での支援体制を強化充実するため、市町村など関係機関に対して専門的知識習得のための研修や相談体制を充実するとともに、精神障害者の地域生活支援に向けた先駆的な調査研究を実施する。</p> <p><b>平成18年度事業開始</b></p>	障害福祉課
(新) 県立障害児施設第三者評価受審事業	400	0	単県	<p>県立障害児施設の福祉サービスの提供状況や施設の人員・設備体制等について、公平・中立な第三者の観点から審査を行い、さらなる福祉サービスの質の向上を図る。</p> <p>また、県は第三者評価の受審を社会福祉施設等に呼びかけているところであるが、平成18年度に第三者評価を受審した障害福祉関係施設はわずか1施設に止まっており、まずは県立機関が率先して受審していくこととする。</p> <p>○対象施設 皆成学園、総合療育センター、鳥取療育園、中部療育園</p> <p>○評価機関 県から認証を受けた第三者評価機関</p> <p>○評価対象サービス 障害児施設サービス、児童デイサービス、短期入所</p>	障害福祉課
障害児等地域療育支援事業	10,541	10,802	単県	<p>在宅の障害児等が身近な地域で指導・相談が受けられる体制の充実を図るため、療育等支援施設事業、療育拠点施設事業、及び地域療育担当支援員設置事業を実施する。</p> <p>○療育等支援施設事業 ・支援施設 東部：鳥取療育園、若草学園 中部：皆成学園、中部療育園 西部：総合療育センター、あかしや ・事業内容 訪問、外来による健康診査、相談・指導 障害児に携わる保育所、学校等職員に対する指導 ○療育拠点施設事業（総合療育センター） 支援施設への技術援助。支援施設では対応が困難な障害児（者）に対する助言・指導 ○地域療育担当支援員設置事業（鳥取療育園、中部療育園、総合療育センター） 地域療育担当支援員による相談・援助、サービス調整</p> <p><b>平成12年度事業開始、平成18・19年度事業見直し</b></p>	障害福祉課

障害児通園施設利用者負担金軽減事業	1,434	386	単県	<p>2人以上の子どもが、同時に保育所に通っている場合には、子育て支援の観点から、第2子以降の子どもの保育料が軽減される制度があるが、障害児通園施設については、同様の制度がないことから、その不均衡を是正するために、障害児通園施設の利用者負担金を軽減する事業に取り組む市町村に対し助成する。</p> <p>○対象者      次の要件のいずれかを満たしている者      (1) 県内に居住し、障害児通園施設（必須）と保育所、幼稚園、認定こども園（＝保育所等）又は障害児通園施設に通う子どもが、合計2人以上いる。      (2) 県内に住んでいて、第3子以降の子どもが障害児通園施設に通っている。</p> <p>○軽減内容      (1) 障害児通園施設と保育所等に通う子どもがいる場合          ・保育所等を利用している児童が1名の場合、第1人目の障害児通園施設に通う子どもの利用者負担金を【1／2】に軽減し、第2人目以降を、【1／10】に軽減。          ・保育所等を利用している児童が2名以上の場合、第1人目以降の障害児通園施設に通う子どもの利用者負担金を【1／10】に軽減。      (2) 障害児通園施設に通う子どもだけがいる場合          ・第2人目の障害児通園施設に通う子どもの利用者負担金を【1／2】に軽減。          ・第3人目以降の障害児通園施設に通う子どもの利用者負担金を【1／10】に軽減。      (3) 第3子以降の子どもが障害児通園施設に通っている場合          ・世帯の第3子以降の障害児通園施設に通う子どもの利用者負担金を【1／3】に軽減</p> <p><b>平成19年度事業開始 (H20年1月～)</b></p>	障害福祉課
(新) 遠隔診療実施事業	1,000	0	単県	<p>常時医療を必要とする重症心身障害児(者)に対し、自宅で安心して暮らせるよう、遠隔診療システムによる医療的支援を提供し、重症心身障害児(者)の在宅志向を推進する。</p> <p>○実施主体 総合療育センター</p> <p>○対象者 総合療育センター入所から在宅生活へ移行が可能な重症心身障害児(者)及び在宅の重症心身障害児(者)</p> <p>○事業内容 在宅側にテレビモニター及び生体情報モニター（心拍数、呼吸数、血中酸素濃度等を測定）を設置し、センター側受信装置で容体画像及び生体情報を受信することによって、センターから在宅側へ適切な医療的助言、指示を行う。</p> <p>○所要経費 システム保守料</p> <p><b>平成17・18・19年度モデル事業として実施</b></p>	総合療育センター

事業名	20年度 予算額	19年度 予算額	国庫 単県	概要	担当課	備考
重症心身障害児(者)通園事業	16,214	16,895	国庫	<p>在宅の重症心身障害児(者)が利用可能な通園の場を設け、地域の療育体制の整備を図る。</p> <p>○実施主体 県（独立行政法人国立病院機構鳥取医療センターに委託実施）</p> <p>○対象者 在宅の重症心身障害児(者)（5人／日）</p> <p>○事業内容 日常生活動作、運動機能等に係る訓練、保護者に対する療育技術の指導等</p> <p><b>平成15年度事業開始</b></p>	障害福祉課	
重度障害児・者短期入所相互利用助成事業	146	219	単県	<p>在宅の重症心身障害児・者の居宅支援として、短期入所サービスを実施する介護老人保健施設に助成する市町村に対して補助を行う。</p> <p>○実施主体 市町村</p> <p>○運営主体 県内の介護老人保健施設</p> <p>○対象者 在宅の重症心身障害児・者</p> <p>○対象経費 介護保険上の短期入所介護報酬額と障害者自立支援法上の短期入所サービス報酬額との差額</p> <p>○負担割合 県1/2、市町村1/2</p> <p><b>平成18年度事業開始</b></p>	障害福祉課	
地域生活支援事業（自閉症・発達障害支援センター一費）	9,440	9,344	国庫	<p>自閉症等発達障害のある方やその家族等に対する相談支援を行うとともに、関係機関、職員の支援技術の向上を図る。</p> <p>【県自閉症・発達障害支援センター「エール」の概要】</p> <p>○設置場所 知的障害児施設県立皆成学園（倉吉市）内</p> <p>○事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談に応じた指導・助言、情報提供</li> <li>・発達状況の検査・判定・療育指導</li> <li>・就労相談への対応・情報提供等</li> <li>・関係機関・職員への支援技術等の研修、助言、普及啓発等</li> </ul> <p><b>平成16年度事業開始、平成17・18・19年度拡充</b></p>	エール	
発達障害者支援試行事業	41,005	51,968	国庫	<p>発達障害児・者の支援ニーズは、医療、保健、福祉、就労及び教育等の広範囲に及ぶが、障害者自立支援法では障害特性に応じた障害福祉サービスが制度化されていないことから、発達障害児・者のニーズに応じた支援手法等の確立を図る。（負担割合：国1/2、県1/2）</p> <p>○事業内容</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 企画・推進委員会の設置 「発達障害者支援モデル事業」の企画・立案・評価等を行う。</li> <li>(2) 発達支援マネージャーの配置 「発達障害者支援モデル事業」の進行管理等を行う。（県自閉症・発達障害支援センター「エール」の職員をマネージャーに任命）</li> <li>(3) 発達障害者支援モデル事業 発達障害児・者の支援ニーズを明らかにし、成長段階に応じた一貫したサービスモデルを開発する。 ①発達障害児への早期の効果的な発達支援プログラ</li> </ol>	障害福祉課	

				<p>ムの開発（5事業所）</p> <p>②発達障害児の家族への支援プログラムの開発（5事業所）</p> <p>③地域生活を円滑に行うための成長段階に応じた一貫した地域支援プログラムの開発（2事業所）</p> <p>④社会参加・就労への準備性を育てるプログラムの開発（1事業所）</p> <p>○事業年度 平成19年度～平成21年度</p>	
福祉サービスに関する情報提供	一	一	単県	障害者が利用できる福祉サービスに関する情報を県のホームページで提供する。	障害福祉課
地域福祉権利擁護事業	35,187	29,572	国庫	<p>判断能力が十分でない高齢者、知的障害者、精神障害者等で、適切に福祉サービスを利用する方が困難な方などが、地域で安心して生活を送れるように支援するため、鳥取県社会福祉協議会が設置する福祉サービス利用支援センターの活動経費に対して助成する（国1/2、県1/2）</p> <p>○実施主体 鳥取県社会福祉協議会</p> <p>○事業内容 福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理、書類等の預りサービス</p>	福祉保健課
福祉サービス利用者苦情解決事業	8,066	8,223	国庫	<p>福祉サービスに対する利用者の苦情や意見を幅広く汲み上げ、サービスの質の改善を図るため、鳥取県社会福祉協議会が設置する運営適正化委員会の活動経費に対して助成する。（国1/2、県1/2）</p> <p>○実施主体 鳥取県社会福祉協議会</p> <p>○対象とする苦情 　　福祉サービスに関わる処遇の内容に関する苦情、福祉サービスの利用契約の締結履行または解除に関する苦情</p>	福祉保健課
鳥取県社会福祉・保健サービス評価事業	881	915	単県	<p>利用者が施設・事業所を選ぶための情報の提供及び事業者のサービスの質の向上に資するため、社会福祉・保健サービス評価事業を実施する。</p> <p>○事業内容 　　評価推進委員会の開催、評価調査者継続研修の実施、評価機関の監督及び指導、制度の周知等</p>	福祉保健課
障害者等県立施設利用促進事業	4,498	3,169	単県	<p>みなど温泉館、障害者体育センターにおける障害者等の利用促進を図るために使用料減免相当額を補填。</p> <p><b>平成13年度事業開始</b></p>	福祉保健課
介護実習普及センター運営費	55,181	53,375	単県	<p>高齢者、障害児・者等が安心して暮らせる「地域」及び「在宅環境」を作るため、介護及び住環境整備に関するサービスの適正利用の推進、地域住民及び専門職員への知識・技術の普及、関係機関のネットワークを図る。</p> <p>○委託先 鳥取県社会福祉協議会 　　米子市社会福祉協議会</p> <p>○事業内容 　　・専門職等を対象とした研修会開催 　　・福祉用具の利用や住宅改修について、適切な相談支援、情報提供を行うための体制整備 　　・福祉用具の展示、福祉用具フェアの開催 等</p>	長寿社会課

## 3 生活環境

(単位：千円)

事業名	20年度 予算額	19年度 予算額	国庫 単県	概要	担当課	備考
(新) 鳥取県あんしん賃貸支援事業	5,683	—	単県	民間賃貸住宅において、障害者の方等の入居を拒否しない賃貸住宅の登録及び登録した住宅のバリアフリー改修に対する支援等を実施することにより、民間賃貸住宅と地域のネットワークを活用した住宅セーフティネットの充実を図る。	住宅政策課	
県営住宅の整備	—	—	国庫	建替等整備工事の際に、地域ごとの募集状況等を勘案し車いす使用者用住戸を設ける場合は、工事中に入居者を募集し、仕様等で入居予定者の要望を聞くよう努めている。	住宅政策課	
高齢者・障害者福祉改良工事	—	—	国庫	既設県営住宅の募集で車いす使用者の入居が決定した際は、必要なバリアフリー改修を行う。	住宅政策課	
バリアフリー環境整備促進事業	4,120	4,120	国庫 単県	<p>(1) バリアフリー環境整備促進事業補助金 高齢者や身体障害者の利用に配慮した建築物の整備を促進するため、バリアフリー法による移動等円滑化誘導基準を充たしている認定建築物の整備に対して助成する。</p> <p>○補助対象区域 1. 人口5万人以上の市の区域 2. 厚生労働省の補助事業を実施している市町村の区域等</p> <p>○補助対象者 民間の認定建築物の建築主</p> <p>○補助対象内容 認定建築物内の特別特定建築物（店舗、飲食店、ホテル等専ら商業用に供するものを除く）で、これらに至る経路に係る次の費用 1. 屋外の移動システム（車いす用駐車施設等） 2. 屋内の移動システム（出入口自動扉等） 3. 移動システムと一体的に整備される空間（車いす用便所等）</p> <p>(2) 福祉のまちづくり推進事業補助金 不特定多数の人が利用する施設について民間事業者が「鳥取県福祉のまちづくり条例」に基づく施設整備をする場合の費用の一部を助成し、民間の公共的施設のバリアフリー化整備を促進する</p> <p>○補助対象施設 民間の公共的施設</p> <p>○補助対象内容 ・障害者用トイレの整備 ・障害者対応エレベーターの整備 ・障害者等に配慮した出入口の整備</p>	景観まちづくり課	
心のバリアフリー推進事業（オストメイト対応トイレ整備）	3,500	3,500	単県	障害者の社会参加等を推進するため、特に不特定多数の利用の多い県有施設のトイレについて、整備の遅れているオストメイト対応設備等を計画的に整備する。	福祉保健課	

交通信号機の改良事業	10,151	17,435	国庫	視覚障害者用付加装置の設置、信号機の高齢者感應化整備、音響式歩行者誘導付加装置の設置	警察本部	
スロープ付低床バス導入に対する助成	45,000	72,500	国庫	バス事業者がスロープ付低床バスを導入する事業に補助する。 ・新規導入台数 10 台（日交 5 台、日ノ丸 5 台）	交通政策課	
安心な道整備事業	66,441	81,141	単県	国、県、市町村、警察及び地元関係者から構成される「安心な道協議会」において地域住民の意見をもとに整備地区を選定し、地区内歩道の段差解消や点字ブロックの設置などの整備を図り、全ての人が利用しやすい歩行エリアを創出する。	道路企画課	
公園の整備	15,698	7,174	単県	布勢総合運動公園内多目的トイレの自動ドア化、ベビーベッド等設置、身障者用スロープの手摺り改修及び車椅子観覧席の増設等	公園自然課	

## 4 教育・育成

(単位：千円)

事業名	20年度 予算額	19年度 予算額	国庫 単県	概要	担当課	備考
(新) 地域生活支援事業（発達障害者就労支援者育成事業）	1,600	0	国庫	<p>県自閉症・発達障害支援センター「エール」に寄せられる発達障害児・者の相談は、過去3年半の19歳以上の延べ相談件数が1,064件で、そのうち854件は、就労に関するものが占めており、今後、発達障害者の「就労」に関する支援の必要性はますます増加することが見込まれる。</p> <p>このことから、発達障害者の「就労支援」に従事する者のスキルアップを図ることを目的とする研修会を実施する。（負担割合：国1/2、県1/2）</p> <p>○研修概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) ジョブコーチ研修ワークショップ           <ul style="list-style-type: none"> <li>・内 容：ジョブコーチモデルの講義と実習</li> <li>・対象者：施設・現場職員（約270名）</li> </ul> </li> <li>(2) 発達障害者の就労前訓練プログラム           <ul style="list-style-type: none"> <li>・内 容：WSSPの理念と実践に関する講義</li> <li>・対象者：就労支援関係者（約270名）</li> </ul> </li> <li>(3) 発達障害者の職業アセスメント           <ul style="list-style-type: none"> <li>・内 容：T-TAPの理念と実践に関する講義</li> <li>・対象者：就労支援関係者（約200名）</li> </ul> </li> </ul>	エール	
研修医等受入事業	14,256	13,649	単県	<p>○短期研修医受入事業</p> <p>県の療育機関の中核施設である総合療育センターにおいて、専門医の育成及び将来の医師の確保を容易にするため、短期研修医の受け入れを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者 卒後研修を終了し向学心に富んだ医師（2名）</li> <li>・診療科 小児科、リハビリテーション科</li> <li>・研修期間 1年間</li> </ul> <p>○研修受託事業</p> <p>療育分野における人材育成に貢献するため、総合療育センターにおいて看護、介護、リハビリテーション等の研修生の受け入れを行う。</p>	総合療育センター	
障害児等地域療育支援事業	10,541	10,802	単県	再掲（P. 13 参照）	障害福祉課	
重症心身障害児（者）通園事業	16,214	16,895	国庫	再掲（P. 15 参照）	障害福祉課	
地域生活支援事業（自閉症・発達障害支援センター費）	9,440	9,344	単県	再掲（P. 15 参照）	エール	
放課後児童クラブ設置促進事業	219,601	187,244	国庫 単県	<p>子育てと仕事の両立を支援するため、昼間保護者のいない家庭の児童を預かる放課後児童クラブの運営費を補助する。障害児を受け入れるクラブに対しては補助する運営費を加算し、障害児受入の促進を図る。</p> <p>○負担割合 国1/3、県1/3、市町村1/3</p>	子ども家庭課	
私立幼稚園特別支援教育研究推進事業	34,496	40,768	国庫 単県	特別支援教育を推進する事業を行う、障害児が在籍している私立幼稚園に補助する。	子ども家庭課	

(発達の) 気になる児童保育支援事業	807	648	単県	専門的な診断を受けた注意欠陥多動性障害(ADHD)、高機能自閉症等とともに、診断による障害はないが「多動性がある、集団生活での環境の変化によるパニック」等の精神・運動面において気になる症状を有する、いわゆる「気になる児童」への保育の充実を図るために保育士の研修を行い、保育技術の向上を図る。 <b>平成16年度事業拡充</b>	子ども家庭課
放課後子ども教室推進事業	27,023	28,180	国庫 単県	子どもの安心・安全な居場所づくりを推進するために設置する放課後子ども教室の運営費を補助する。 ○負担割合 市町村実施教室 国1/3、県1/3、市町村1/3 県実施教室(特別支援学校) 国1/3、県2/3	家庭・地域教育課
⑩ 社会教育団体等による地域づくり支援事業	112	0	単県	障害のあるボーイスカウト団員等を第10回日本アグナリー(国際障害スカウトキャンプ大会)に派遣するための経費を助成する。(日本ボーイスカウト鳥取連盟) ○助成割合 往復交通費の1/2	家庭・地域教育課
⑨ 私立高等学校等特別支援教育サポート事業	3,003	0	単県	(1) 研修費用助成事業 ①代替教員配置助成 私立学校等が教職員をLD、ADHD等生徒に係る特別支援教育に係る長期研修(6月～12月)に派遣した場合、代替の教員を雇用する経費に対して助成する。 ②研修派遣経費助成 研修派遣先滞在経費(家賃相当額)に対して助成する。  (2) 配慮対象生徒環境整備助成事業 ①LD、ADHD等生徒への対応 生徒の対応に係る検討委員会の開催等に必要な経費に対して助成する。(専門家の招聘等) ②視聴覚障害、肢体不自由の生徒に係る学習環境の整備設備関係費等(バリアフリー化、教材費等)に対して助成する。	青少年・文教課
⑨ 豊かな体験活動推進事業	600	0	国庫	子どもたちの社会性や豊かな人間性を育むために、学校教育における人間力向上のための長期宿泊体験活動推進プロジェクト～仲間と学ぶ宿泊体験教育室推進校～を指定し、他校のモデルとなる体験活動に取組む。	特別支援教育課
⑨ 県立特別支援学校通学バス委託事業	108,400	86,122	単県	特別支援学校における児童生徒の通学の安全確保及び保護者の負担軽減を図るための通学バスの運行及び運行委託を行う。 計16便(鳥取養護3便、白兎養護4便、倉吉養護4便皆生養護2便、米子養護3便)	特別支援教育課
⑨ 白兎養護学校訪問学級(鳥取医療センター内)整備事業	8,180	0	単県	鳥取医療センターの重心病棟の建て替えに伴い、新たに訪問学級の専用の教育の場の整備を行う。	特別支援教育課
発達障害児童生徒支援事業	6,123	5,874	単県	LD、ADHD、高機能自閉症等特別な支援や配慮が必要な児童生徒に対する支援体制の充実を図る。 ○相談指導を行うLD等専門員の充実 ・教育局、小中学校等に配置(11人) ○大学へLD等専門研修に小・中・高等学校の教員を派遣(私立高等学校を含め、高等学校教員の派遣開始) ○小中高等学校における校内体制の充実	特別支援教育課

(定数)			・特別支援教育主任教員研修の実施 ○学級経営等で困難を極めている学級への対応 ・LD等特別支援非常勤講師の配置(20人)
(定数)			○発達障害教育拠点設置事業 倉吉養護学校内に特に自閉症を中心とした発達障害教育拠点を設置し、自閉症・発達障害支援センター(エル)と連携しながら、定期的な教育相談指導を実施する。 (1人) <b>平成18年度事業開始</b>
743	国費		○発達障害早期総合支援モデル事業 発達障害のある幼児の早期発見・早期支援を強化するため、教育委員会及び教育関係機関が、医療、保健、福祉等の関係機関と連携し、早期からの総合的な支援の在り方について実践研究する。(子ども発達支援室との連携) ・各市町村における教育機関による早期支援の体制化 ・市町村の支援体制整備に向けての情報収集及び発信

(単位：千円)

事業名	20年度 予算額	19年度 予算額	国庫 単県	概要	担当課	備考
特別支援学校管理運営事業	5,606 4,518 290 (定数)	4,560 294 (定数)	単県	<p>障害の種類や程度に応じた特別支援教育ができるよう特別支援学校の管理・運営及び充実・整備を行う。</p> <p>○特別支援学校の地域支援の充実 　・特別支援学校の地域の特別支援教育の拠点(教育相談、研修等)としての機能の充実</p> <p>○医療行為が必要な通学児童生徒学習支援事業 　医療行為を必要とする特別支援学校通学児童生徒の安全な学習環境を整備するため、特別支援学校に看護師を配置する。 　・白兎養護・倉吉養護・皆生養護・鳥取養護 　県立米子養護 <b>平成12年度事業開始、15年度・17年度拡充</b></p> <p>○鳥取盲学校の専攻科理療科生徒が実技実習に際して必要となる肝炎感染予防に係る抗体検査費用を助成する。 <b>平成20年度事業開始</b></p>	特別支援教育課	
特別支援教育振興費	12,854 1,601 2,729	3,982	単県 単県 国庫	<p>特別支援教育に携わる教員の資質向上を図るとともに、県内の特別支援教育を総合的に推進する。</p> <p>○教員の専門性向上への対応 　・特別支援学校教育職員免許法認定講習の実施</p> <p>○広汎性発達障害専門教員養成 　広汎性発達障害のある児童生徒への指導を充実させるため、教員を大学に研修派遣して専門教員を養成する。 <b>平成14年度事業開始</b></p> <p>○発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業</p>	特別支援教育課	

	6,360	国庫	<p>発達障害を含む全ての障害のある児童生徒の支援のため研修、専門家派遣、乳幼児期から就労まで一貫した支援を行うモデル地域の指定等を実施することにより、学校の特別支援教育を総合的に推進する。</p> <p>○ P T、 O T、 S T 等の外部専門家を活用した指導方法等の改善に関する実践事業 特別支援学校において、 P T、 O T、 S T 等の外部専門家を活用し、専門的な視点から指導方法等の改善と校内支援体制の充実を図るために実践研究を実施する。</p> <p><b>平成20年度事業予定</b></p>	
特別支援学校児童生徒支援事業	15,909 5,249 10,660 (定数)	20,886 単県	<p>特別支援学校の児童生徒の通学に対する支援を行う。</p> <p>○遠距離等により特別支援学校への通学が困難な児童生徒への対応 ・市町村等が行う児童生徒通学支援に対する交付金 3路線→5路線に拡充 ・県立特別支援学校通学支援職員設置事業 9路線→5路線</p>	特別支援教育課
特別支援学校就労促進事業	9,080 3,958 5,122	9,187 3,123 4,664 単県	<p>特別支援学校の卒業生の就職・進学等の進路状況を踏まえ、職業教育や自立活動等をはじめとする教育の充実や教員の資質の向上や進路指導における関係機関等との連携強化を図り、就労率の向上を図る。</p> <p>○学習指導改善充実事業 ・社会人講師の招聘、指導教員企業派遣事業、職業指導スキルアップ研修</p> <p>○進路指導充実事業 ・職業自立連携協議会の実施、実習受入先への謝金、企業啓発セミナー開催、職場開拓・フォローアップの実施</p>	特別支援教育課
就労促進調査モデル事業	2,068 1,872 196 0	196 196 0 単県	<p>県の教育機関として障害のある生徒を率先して受け入れるとともに、実際の就労を通して就労に必要な能力やポイントを把握し、これを特別支援学校に還元し、就労促進につなげる。</p> <p>○特別支援学校等就労モデル事業 ・県立知的障害特別支援学校就労モデル事業</p> <p>○特別支援学校生徒アバドト事業</p> <p>○職場実習事業</p>	特別支援教育課
就学奨励費	106,142 105,906 67 97 72	102,149 101,907 159 83 0 国庫 単県	<p>特別支援学校に就学する児童生徒の保護者に対し、就学に必要な経費の一部を支援するための経費である。(教科用図書購入費、学校給食費、交通費等 ※国庫補助事業)</p> <p><b>【単県事業】</b></p> <p>○高等学校に就学する弱視生徒の保護者に対し、視覚障害用拡大教科書作成に係る経費を援助する</p> <p><b>平成18年度事業開始</b></p> <p>○鳥取盲学校(高等部)に就学する生徒の保護者に対し、録音図書購入に係る経費を援助する。</p> <p><b>平成19年度事業開始</b></p> <p>○鳥取盲学校の専攻科理療科生徒の実技実習における費</p>	特別支援教育課

				用（肝炎感染予防に係るワクチン接種）を援助する。 平成20年度事業開始		
新 倉吉養護学校校舎 内部改修事業  20~21年度 継続事業 20年度 10,709 21年度 86,449 計 97,158	10,709	0	単県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童・生徒の増加に伴い教室等が不足しているため、第二職員室を廃止し普通教室とするために職員室を増築する。</li> <li>○平成16年度より肢体不自由部門を設置し、児童・生徒を受入れており、その教室等のバリアフリー化を行う。           <ul style="list-style-type: none"> <li>・トイレに介助スペースを確保する</li> <li>・車椅子対応として普通教室の手洗場を昇降付にする</li> <li>・普通教室の出入口戸の開閉をスムーズにする</li> </ul> </li> </ul>	教育環境課	
各種セミナーの開催	1,035	669	単県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○福祉施設職員、養護学校教員へ就労支援のノウハウを研修</li> <li>○企業向けに障害者雇用のPRのセミナー開催</li> <li>○障害者本人・保護者への意欲喚起のためのセミナー</li> </ul>	労働雇用課	

## 5 雇用・就業

(単位：千円)

事業名	20年度 予算額	19年度 予算額	国庫 単県	概要	担当課	備考
障害者就労事業振興センター運営支援事業	9,101	8,864	単県	<p>障害者授産施設や小規模作業所等における障害者の仕事の活性化のための調整・支援を行う「NPO法人鳥取県障害者就労事業振興センター」の運営に対して助成する。</p> <p>【振興センターの概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○設置時期 平成16年7月事業開始(H18.4～法人化)</li> <li>○会員 障害者の就労機会拡大や授産活動活性化に意欲のある小規模作業所、授産施設等</li> <li>○事業内容 受注拡大や販路拡大に関する営業活動や企業と作業所等間の調整、仕事の場（施設外授産活動、起業活動等）の開拓、共同受注や共同事業（バザー等）の実施に関する調整等</li> </ul> <p><b>平成16年度事業開始</b></p>	障害福祉課	
新事業体系移行施設運営費（小規模通所授産施設運営費事業費）	17,500	62,500	国庫	<p>障害者小規模通所授産施設（定員10人～19人）の運営費補助を行う市町村に対し助成する。</p> <p>（継続）光の家（倉吉市）、養和会（米子市）、ふなおか福祉会（八頭町）</p> <p><b>平成13年度事業開始</b></p>	障害福祉課	
小規模作業所等工賃3倍計画事業	12,274	8,618	国庫	<p>小規模作業所等で働く障害のある方の工賃水準を引き上げ、障害基礎年金等の社会福祉給付等による収入と合わせることにより、地域において障害のある方の自立した生活を実現し、就労に対する意識の向上を図る。</p> <p>併せて、小規模作業所等の経営改善及び工賃向上に対する職員等の意識改革を図る。</p> <p>【事業概要】</p> <p>障害のある方が単身で衣食住の出費に必要な最低水準を「月10万円」に設定。障害者年金（2級：月額約6万6千円）に、工賃を3倍にさせ3万3千円にすることにより、「月収10万円」を実現するため、次の事業を実施する。</p>	障害福祉課	34頁

項目	事業内容
検討委員会の開催	「工賃3倍計画」の進捗状況の点検及び評価を行う。 (年3回開催)
企業開拓員の設置	NPO法人鳥取県障害者就労事業振興センター内に企業開拓員を配置し、次の業務を行う。 ア 障害者の職域開拓及び授産製品の販路拡大 イ 企業と小規模作業所等との協働のネットワークの構築 ウ 小規模作業所等への仕事の受注
作業所製品品評会及び商談会の開催	小規模作業所等製品の一般市場における現状を把握するとともに製品の必要な改善を図る。 また、小規模作業所等製品のPR及び販売促進のため、企業や小売業者を対象とした商談会を開催する。

			<p>〔品評会〕年1回開催。優秀製品は、一般市場でテスト販売。</p> <p>〔商談会〕年2回3箇所で開催。</p>
各種セミナーの開催			<p>①ビジネスマナーに関するセミナーの開催 販路拡大等ビジネスを行う上で最低限必要なビジネスマナーに関するセミナーを県内3か所で開催する。</p> <p>②企業見学会等就労支援セミナーの開催 施設の代表者及び職員を対象とした企業見学会等を開催するとともに、職員等に実際に企業で働くということを実感してもらい、職員等の意識改革を図る。</p>
相談支援体制の整備			<p>小規模作業所等の経営改善や安定運営及び売上アップや新規事業の開発等を実現するために、専門家とアドバイザー契約を結んで、各種相談に対応（契約アドバイザーの派遣を含む）できる体制を整備する。</p> <p>〔アドバイザー（予定）〕 ・会計処理 ・デザイナー（ものづくり） 等</p>
振興センター機能強化事業			<p>東部地区に振興センターのサテライト機能を持った事務所を新規に開設する。 ・駐在員1名を配置。</p>

			<p><b>【対象事業所】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■就労継続支援B型事業所</li> <li>■旧法施設のうち授産施設（小規模通所を含む）</li> <li>■小規模作業所のうち新事業体系への移行計画を策定し、かつ工賃引き上げに意欲的に取り組む事業所</li> </ul> <p><b>【平成23年度の県平均目標工賃】</b> 月額33,000円以上</p> <p><b>平成19年度事業開始</b></p>	
障害者就労支援推進事業	13,910	8,551	<p>単県国庫</p> <p>事業所の代表者や職員の就労に対する意識改革や障害のある方の企業における職場実習の活性化並びに障害者自立支援法における新事業体系への移行促進を図るために、次の事業を実施する。</p> <p><b>【事業概要】</b></p> <p>1 就労移行支援事業説明会の開催 就労移行支援事業の実施を検討している社会福祉法人等に対して、就労移行支援事業の先行事例を紹介等する研修会を開催し、当該事業の内容等の理解をめる。</p>	障害福祉課

対象者	社会福祉法人及び事業所の代表者、職員
研修内容	県内外の就労移行支援事業に取り組んでいる事業者の先行事例を説明・紹介するとともに、意見交換する。
開催回数	東・中・西部地区で開催。

## 2 実習受入謝金の支給

授産施設等からの実習を受け入れた企業に対し謝金を支給することで、障害のある方の就労に向けた実習を活性化する。

- 謝金額（実習受入日数により区分）
 

3日以上7日以内	7,500円／人
8日以上	10,000円／人

				<p>3 障害者就労訓練設備等整備事業（国庫補助事業）</p> <p>平成21年度末までに障害者自立支援法に基づく新事業体系へ移行する事業所において、事業の開始にあたって必要な備品購入等の設備整備を行う者に対して助成する。</p>							
				<table border="1"> <tr> <td>対象施設</td><td>授産施設等の旧法施設及び小規模作業所</td></tr> <tr> <td>補助額</td><td>①授産施設等旧法施設 500万円以内 ②小規模作業所 200万円以内</td></tr> <tr> <td>補助率</td><td>国10／10</td></tr> </table>	対象施設	授産施設等の旧法施設及び小規模作業所	補助額	①授産施設等旧法施設 500万円以内 ②小規模作業所 200万円以内	補助率	国10／10	
対象施設	授産施設等の旧法施設及び小規模作業所										
補助額	①授産施設等旧法施設 500万円以内 ②小規模作業所 200万円以内										
補助率	国10／10										
				<b>平成19年度事業開始</b>							
地域生活支援事業 (知的障害者3級 ホームヘルパー養成研修事業)	2,897	2,651	単県	<p>知的障害者を対象とした介護技術に関する基礎的な研修（基礎研修）を行うとともに、研修修了者を対象とした障害者福祉施設でのステップアップ研修を行う。</p> <p>1 基礎研修 期間：約2ヶ月、実施場所：東・西部地区 定員：20名（各地区10名）</p> <p>2 ステップアップ研修 期間：約3ヶ月、実施場所：障害者施設等 定員：10人程度</p>	障害福祉課						
社会復帰対策事業 (精神障害者社会適応訓練事業)	8,543	9,196	単県	精神障害者の社会参加を支援するため、企業に就労訓練等を委託する。	障害福祉課						
(新) 地域生活支援事業 (発達障害者就労支援者育成事業)	1,600	0	国庫	再掲（P. 19 参照）	エール						
地域生活支援事業 (障害者・就業生活支援事業)	15,606	15,579	国庫	<p>障害者の職業準備訓練のあっせん、事業主体への助言・指導及び就業に伴う生活面・就業面の相談、支援を行う障害者就業・生活支援センター（NPO法人すてっぷ、社会福祉法人鳥取県厚生事業団の設置・運営）に対して業務を委託する。</p> <p>○設置箇所 3箇所（東部・中部・西部地区に各1箇所） ○負担割合 国1/2、県1/2</p>	障害福祉課						
職場適応訓練費	2,879	3,032	国庫	障害者など就職困難者の就職を促進するため、事業所に6か月～1年の職場適応訓練を委託	労働雇用課						
障害者職業訓練事業	30,625	23,559	国庫	<p>一定要件を満たす障害者の雇用・就業の促進を図るために、障害者を対象とした職業訓練を実施</p> <p>○知的障害者対象（施設内訓練） 定員 15名、期間1年</p> <p>○身体障害者等対象（委託訓練） 定員 60名、期間3か月程度</p>	労働雇用課						
				<b>平成16年度事業開始</b>							

(単位：千円)

事業名	20年度 予算額	19年度 予算額	国庫 単県	概要	担当課	備考
職業訓練受講促進費	39,992	44,127	国庫	障害者など就職困難者が公共職業訓練施設で職業訓練を受講する場合に訓練手当を支給	労働雇用課	
実習受け入れ謝金の支給	1,933	1,500	単県	実習の受け入れ企業に対し、謝金を支給することで、障害者の就労に向けた実習を活性化する。(障害者就業・生活支援センター実施分)	労働雇用課	
障害者雇用優良事業所等表彰	45	45	単県	障害者を積極的に多数採用した事業所及び職業自立について成果の著しい障害者に対して知事表彰を行い、その努力を讃えるとともに、広く一般に周知し、障害者の雇用の促進に資する。	労働雇用課	
障害者就業・生活支援センターの体制強化	20,213	19,374	単県	(1) 東部・中部・西部地区に障害者就業支援員を各1名増員(3名→4名)し、福祉・教育への支援を含め、対企業活動を充実する。 (2) 東部・西部地区に事務補助職員を1名配置し、就業支援員及び生活支援員がより活発に直接支援ができる体制強化 (3) 訓練目標設定の研究等の実施	労働雇用課	
中部地区障害者就業・生活支援センターの県単独設置	8,874	8,936	単県	障害者の身近な地域に就業面及び生活面での一体的かつ総合的な支援を提供する支援センターを設置することにより、中部地区の障害者の雇用の促進及び職業生活における自立を図る。	労働雇用課	
各種セミナーの開催	1,035	669	単県	再掲(P.23参照)	労働雇用課	

## 6 保健・医療

(単位:千円)

事業名	20年度 予算額	19年度 予算額	国庫 単県	概要	担当課	備考
精神保健福祉センター運営費	9,856	9,714	単県	○相談・指導事業 精神保健に関する技術指導・援助、教育研修、広報普及、精神保健相談、協力組織の育成、調査研究等各事業を実施する。 ○くらしの講座	精神保健福祉センター	
アルコール関連問題対策事業	1,804	1,804	単県	精神科医師の配置などによりアルコール依存症等の相談体制の充実を図るとともに、広報等によりアルコールによる健康被害の正しい知識の普及啓発を図る。 ○アルコール依存症等相談体制の充実 精神科医師による相談会の開催（1回／月） ○相談者への適切な対応 家族教室の開催 ○普及啓発 早期に専門治療に繋げるように内科等に啓発用ポスターの掲示依頼等	障害福祉課	
精神科救急医療体制整備事業	34,704	34,624	国庫	直ちに医療及び保護を図る必要がある精神障害者の診療・入院に対応できる医療体制を整備する。	障害福祉課	
啓発活動強化推進事業（「受診サポート手帳」の配付）	1,490 の内数	770 の内数	単県	再掲（P. 1 参照）	障害福祉課	
鳥取県精神障害者家族会連合会支援事業	1,600	1,600	単県	再掲（P. 2 参照）	障害福祉課	
特別医療費助成事業	770,858	940,757	単県	再掲（P. 1.2 参照）	障害福祉課	
④精神障害者地域移行支援事業	9,908	5,100	国庫	再掲（P. 1.2 参照）	障害福祉課	
精神保健福祉センター地域支援体制強化事業	373	373	単県	再掲（P. 1.3 参照）	障害福祉課	
⑤遠隔診療実施事業	1,000	0	単県	再掲（P. 1.4 参照）	総合療育センター	
研修医等受入事業	14,256	13,649	単県	再掲（P. 1.9 参照）	総合療育センター	
母子保健指導振興事業 ・新生児聴覚障害支援検討会 ・母子保健推進体制整備 ・未熟児訪問指導	767 200 205 362	990	単県	○新生児聴覚障害支援体制の整備を図るため検討会を開催する。 ○市町村が行う母子保健事業の評価、健診の精度管理を行いうシステムの構築等を検討するための協議会を開催する。 ○未熟児を訪問し、必要な保健指導を実施する。	障害福祉課 子育て支援総室	〃

(単位：千円)

事業名	20年度 予算額	19年度 予算額	国庫 単県	概要	担当課	備考
重症難病患者入院施設確保事業	6,000	5,785	国庫	入院治療が必要となった重症難病患者に対し、適時に適切な入院施設の確保等が行えるよう地域の医療機関の連携による難病医療体制の整備を図る。(国 1/2、県 1/2) ○事業内容 ・鳥取県難病医療連絡協議会(H15年度設置)による重症難病患者の緊急入院等の調整など医療機関の連携 ・重症難病患者の入退院・医療相談等に応じる難病医療専門員の配置	健康政策課	
難病患者支援事業費	3,699	5,718	国庫	○居宅生活支援事業 ・ホームヘルプサービス事業、短期入所事業、日常生活用具給付事業を行う市町村に対する助成 ・難病に関する知識を有するホームヘルパー養成研修 ○難病患者地域支援対策推進事業 ・医療相談、訪問診療、訪問相談の実施 ・訪問相談事業等を行うための保健師等の育成研修 ・在宅重症難病患者の療養を保健・福祉の領域から効果的に支援するための計画策定・評価の実施	健康政策課	
鳥取県難病相談・支援センター運営費	5,622	6,050	国庫	難病患者や家族等の療養生活上の悩みや不安を解消し、その精神的負担軽減を図るため、難病相談・支援センターを設置する。(国 1/2、県 1/2) ○事業内容 ・電話や面談等による相談 ・患者同士の交流促進、患者(家族)会の育成・支援等	健康政策課	
女性の健康づくり 健康教育事業	236	236	国庫	各保健所において、思春期から更年期の女性に対し、健康教育を実施する。	子育て支援総室	
女性健康支援センター運営事業	853	853	国庫	東・中・西の各保健所において、女性の健康に関するあらゆる相談を受け付ける。	子育て支援総室	
乳幼児すこやか発達相談指導事業	2,109	2,922	単県	○乳幼児発達健康診査 市町村で行なう健康診査及び健康相談等の中から発達の遅れが疑われる乳幼児を対象に、脳神経小児科医による発達面を中心とした健康診査及び個別指導を行う。 ○乳幼児発達健康教室 乳幼児発達健康診査において要観察となった幼児とその保護者並びに保育所保育士等を対象に、集団指導による家庭や保育所でできる遊びを通しての発達指導を行う。	障害福祉課	
すくすく子育て健康支援費	69	787	単県	多胎妊婦と多胎児の保護者の子育てを支援するため、健康教室や保護者交流会等を開催し、育児不安の軽減を図る。 ○事業内容 専門家(医師等)による講演や相談、保護者同士の体験談発表や情報交換、保健師による保健指導など	子育て支援総室	

(単位：千円)

ひきこもり対策推進事業	3,184	3,515	単県	<p>○ひきこもり対策推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域ひきこもりケアネットワーク事業</li> <li>・家族教室の開催</li> <li>・精神科医による相談</li> <li>・相談窓口の設置</li> </ul>	健康政策課	
自殺予防対策事業	6,638	3,127	単県	<p>[自殺対策の総合的推進]</p> <p>○自殺対策連絡協議会開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関が連携して、自殺予防や自殺者遺族支援等に関する問題を協議し、効果的な自殺対策を推進する</li> </ul> <p>[普及啓発]</p> <p>○自殺予防週間（9月10日から16日まで）における普及事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いのちを支える地域づくりフォーラム</li> <li>・街頭キャンペーン</li> </ul> <p>○自殺予防に関する情報発信・相談窓口の周知</p> <p>[相談体制の充実]</p> <p>○自殺予防従事者専門研修</p> <p>○身近な相談者研修</p> <p>○鳥取いのちの電話補助事業</p> <p>[うつ病対策の充実]</p> <p>○自殺の実態調査事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・働き盛りのうつ病実態調査</li> <li>・うつ病に関する開業医等調査</li> </ul> <p>○精神科医とかかりつけ医との連携強化事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・かかりつけ医のスキルアップ研修</li> <li>・精神科医とかかりつけ医の連携会議</li> </ul> <p>[自殺未遂者・遺族のケア]</p> <p>○自殺者の遺族に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自殺者遺族等へのリーフレット作成・配布</li> </ul>	健康政策課	
看護職員等修学資金等貸付事業	361,980	306,678	単県	<p>県内に就業する看護職員、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士の確保のため、看護師等養成施設及び理学療法士・作業療法士・言語聴覚士養成施設に在学している学生に対して修学資金を貸し付ける。</p> <p>また、鳥取大学医学部保健学科看護学専攻課程において平成20年度新たに実施される地域枠推薦の入学者に対し、奨学金を貸し付ける。</p>	医療政策課	

## 7 情報・コミュニケーション

(単位：千円)

事業名	20年度 予算額	19年度 予算額	国庫 単県	概要	担当課	備考
障害者のための出前ＩＴ講習事業	5,600	5,600	単県	在宅や施設入所の重度の障害者のために「出前ＩＴ講習」を実施し、また電話などによる障害者からのＩＴ関連の相談に対して助言や指導等を行う。 <b>平成15年度事業開始</b>	障害福祉課	
啓発活動強化推進事業（「受診サポート手帳」の配付）	1,490 の内数	920 の内数	単県	再掲（P. 1 参照）	障害福祉課	
地域生活支援事業 (情報支援等事業)	26,975	31,581	国庫	再掲（P. 5 参照）	障害福祉課	
福祉サービスに関する情報提供	一	一	単県	再掲（P. 16 参照）	障害福祉課	
県政だより等広報費	71,818	73,562	単県	文字を大きくし、行間を広くとったり、写真やイラストを活用し、読みやすい紙面づくりをする。 ※別途、障害福祉課の予算で点訳・音訳版を作成。	広報課	
インターネット広報費	7,711	7,862	単県	平成17年度に導入したホームページ作成支援システムのさらなる活用を行うことで、アクセシビリティに優れ、利用者が見やすく情報を探しやすい県のホームページとする。	広報課	
県政テレビ番組の聴覚障害者対応事業	36,707 の内数	35,879 の内数	単県	県政テレビ番組に字幕を同時に挿入（生放送部分を除く）するとともに、手話放送の回数を年4回→8回に増やす。	広報課	
図書館運営費	26,602	26,602	単県	平成18年2月に、インターネットによる図書予約など、利用者にとってより利便性の高い新図書館システムに更新するとともに、高齢者や障害者の資料検索環境の向上を図った。 ・音声読み上ソフトに対応したホームページの作成 ・音声読み上機、点字キーボード等の導入 <b>平成17年度システム開発・リース開始、平成22年度リース終了</b>	図書館	